

令和8年度宮城県県産工芸品欧州販路開拓支援業務  
業務委託仕様書（案）

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「令和8年度宮城県県産工芸品欧州販路開拓支援業務」（以下「委託業務」という。）の実施について、事業実施者（以下「受注者」という。）は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 実施目的

フランス・パリにおいて開催される「メゾン・エ・オブジェ」2027年1月展（以下、「見本市」という。）への県内工芸品事業者の出展を支援し、欧州における県産工芸品の販路開拓や取引拡大につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

4 委託業務の内容等

上記目的を達成するために、発注者は、受注者に対し、下記の内容により本事業の委託を行う。事業の実施にあたっては、受注者は、発注者と十分調整を行うものとする。

(1) 「メゾン・エ・オブジェ」ブース手配等に係る業務

イ CRAFT エリア出展申請支援

「メゾン・エ・オブジェ」のCRAFT エリアに出展を希望する県内工芸品事業者（最大2社）の出展申請に係る資料作成支援、出展商品選定等のコンサルティング業務を行い、CRAFT エリア主宰団体からの出展許可を得ること。

出展者の募集・選定は発注者が行うこととする。

なお、CRAFT エリアでの出展が採択されなかった場合は、受注者は発注者に速やかに報告し、対応を協議すること。

ロ 見本市主催者側とのブース出展小間契約（CRAFT エリア） ※出展料は契約額に含む。

ハ 見本市主催者等との連絡調整

(2) 出展事業者支援業務

イ ブース運営支援

ブース設営等に係る出展事業者との事前調整を行うこと。

見本市会場現地に人員を配置し、会期前日までの現地での準備、会期中の現地出展支援を行うこと。

ロ メゾン・エ・オブジェ商品サイト（MOM）登録

出展者情報等をメゾン・エ・オブジェの公式商品サイト（MOM）に登録する支援を行うこと。

(3) その他、商談機会創出等の展示会出展の効果を高める取組みを実施すること。

5 業務完了報告

受注者は、業務完了後速やかに次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出物

業務完了報告書 1部

（電子データで提出し、事業実施の様子がわかる写真を掲載すること）

(2) 提出場所

宮城県経済商工観光部国際ビジネス推進室

(3) 提出期限

令和9年3月15日（月）

## 6 守秘義務等

### (1) 機密の保持

受注者（再委託により受注者した者を含む。以下同じ。）は、委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (2) 個人情報の保護

受注者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

## 7 成果品の利用（二次利用等）

委託業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか、発注者は、委託業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、受注者は、関係機関への提供など、二次的な利用も可能なように対応するものとする。

## 8 委託業務の手続

委託業務の手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

## 9 成果指標

本事業は「みやぎ発展税」を財源とすることから、県が掲げる県内総生産10兆円の達成に向け、商談機会の創出による海外ビジネス振興による企業活動の活性化等を主眼として、県と連携の上取り組むこと。

## 10 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は、受注者は発注者と速やかに協議の上、互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。